別表一の二を次のように改める。

別表一の二（第五条の二関係）

地域	植物又は指定物品	基準
一　イスラエル、イラン、トルコ、イタリア、キプロス、ギリシャ、スイス、スペイン、スロバキア、セルビア、チェコ、ハンガリー、フランス、ポルトガル、マルタ、アルジェリア、エジプト、カナリア諸島、チュニジア、モロッコ	セロリー、ぶたくさ及びにんじん属植物の生茎葉	輸出国の政府機関により行われた*Bactericera trigonica*を発見するために適切と認められる方法による検査の結果*Bactericera trigonica*に侵されていないこと（*Bactericera trigonica*について消毒を行った場合を含む。）。
二　インド、イスラエル、イラン、サウジアラビア、トルコ、イタリア、ウズベキスタン、ギリシャ、キルギス、スペイン、タジキスタン、トルクメニスタン、フランス、アルジェリア、エジプト、カナリア諸島、スーダン、チュニジア、ナミビア、南アフリカ共和国、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）、カナダ、ジャマイカ、プエルトリコ、メキシコ、ハワイ諸島	アトリプレックス・ロセア、アルファルファ、えぞすずしろもどき、エルカ・ウェシカリア、おらんだふうろ、からたち、ギリア・ミヌティフロラ、クリサンテムム・マクシムム、こしながわはぎ、サルソラ・ペムティフェア、シシンブリウム・イリオ、シトロフォーチュネラ・ミクロカルパ、すべりひゆもどき、せいようわさび、だいこん、だいこんもどき、たまねぎ、ティデストロミア・ラヌギノサ、とうがらし、トマト、にせからくさけまん、にんじん、のはらがらし、はたざおがらし、フィナストルム・ヒルテルム、ペクティナストルム・パポッサ、レピディウム・ラシオカルプム、あかざ属植物、あま属植物、あぶらな属植物、アリッスム属植物、ぎよりゆう属植物、キスツス属植物、きんかん属植物、くこ属植物、ジゴフィルム属植物、シトロン属植物、せいようふうちよう属植物、そうろそう属植物、ふうろそう属植物、ペチュニア属植物、ひゆ属植物、ひやくにちそう属植物、ふだんそう属植物、マッティオラ属植物及びみかん属植物の生茎葉	輸出国の政府機関により行われた*Circulifer tenellus*（テンサイヨコバイ）を発見するために適切と認められる方法による検査の結果*Circulifer tenellus*（テンサイヨコバイ）に侵されていないこと。
三　イラン、トルコ、アイルランド、アルバニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、北マケドニア共和国、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、モルドバ、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アメリカ合衆国、オーストラリア、ニュージーランド	にれ属植物の木材	輸出国の政府機関により行われた*Scolytus multistriatus*（セスジキクイムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査の結果*Scolytus multistriatus*（セスジキクイムシ）に侵されていないこと（*Scolytus multistriatus*（セスジキクイムシ）について消毒を行った場合を含む。）。
四　インド、イラン、トルコ、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ヘルツェゴビナ、ポルトガル、モナコ、モルドバ、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア	にれ属植物の木材	輸出国の政府機関により行われた*Scolytus scolytus*（ヨーロッパニレノキクイムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査の結果*Scolytus scolytus*（ヨーロッパニレノキクイムシ）に侵されていないこと（*Scolytus scolytus*（ヨーロッパニレノキクイムシ）について消毒を行った場合を含む。）。
五　モンゴル、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、スイス、スペイン、チェコ、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベラルーシ、ポーランド、ラトビア、ロシア	イノンド、おらんだぜり、クミン、コエンドロ、セロリー、にんじん、ひめういきょう及びヘラクレウム・スフォンディリウムの生茎葉	輸出国の政府機関により行われた*Trioza apicalis*を発見するために適切と認められる方法による検査の結果*Trioza apicalis*に侵されていないこと（*Trioza apicalis*について消毒を行った場合を含む。）。
六　大韓民国、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）	すいか及びペポかぼちやの種子であつて栽培の用に供するものの並びにすいか、ペポかぼちや及びゆうがおの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	輸出国の政府機関により行われた適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査の結果*Zucchini green mottle mosaic virus*に侵されていないこと。
七　中華人民共和国、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、イタリア、英国、オーストリア、スロバキア、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、エジプト、えんどう、そらまめ及びひらまめの種子であつて栽培の用に供するもの		輸出国の政府機関により行われた次のいずれかの検査の結果*Broad bean stain virus*（ソラマメステ